

4 ねずみ族、昆虫等の対策

◆ 管理規定の遵守事項 ◆

管理運営基準	4 ねずみ族、昆虫等への対策
	(1) 営業施設およびその周囲についてねずみ族、昆虫等の繁殖場所を排除し、窓、ドア、吸排気口等の網戸、排水溝のふた等を設置する等、ねずみ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
	(2) ねずみ族、昆虫等の生息状況を定期的に調査し、その発生を認めた場合は、直ちに駆除作業を実施すること、およびそれらの結果の記録を1年間保存すること。
	(3) 駆除作業に殺そ剤または殺虫剤を使用する場合は、食品等、器具および容器包装を汚染しないようその取扱いに十分注意し、適正な殺そ剤または殺虫剤を適正な方法で使用すること。
	(4) 原材料、製品および容器包装を保管する場合は、ねずみ族、昆虫等による汚染を防止する措置を講ずること。

◆ 管理規定の作成 ◆

〔付録-10 ページ参照〕

定めるべき事項	関係する書類
<input type="radio"/> 昆虫等の生息調査の方法、実施結果記録 <input type="radio"/> 昆虫等の駆除作業の方法、実施結果記録 <input type="radio"/> 殺鼠剤・殺虫剤の種類、保管・使用等の方法	<input type="checkbox"/> 害虫駆除委託仕様書など(委託の場合) <input type="checkbox"/> 害虫等の生息調査・駆除作業報告書など(委託の場合)

◆ 昆虫等の発生・侵入の防止 ◆

〔ねずみ族の対策〕

- ゴミや餌になるような物を作業場内に残さないようにします。
- 作業場内の整理整頓、清掃をして巣になる場所をつくらないようにします。
- 出入り口、窓、壁、天井、排水溝から侵入できないよう対策をとります。
- (例) 壁に穴や破れはないか、天井に巣をつくっていないか、排水溝の目皿に問題はないか。

〔内部発生昆虫の対策〕

- 粉類に発生するメイガ類等の対策は吸引式掃除機等を用いて粉溜りを除去します。
- 排水溝から発生するチョウバエ等の対策は、排水溝のフタを開けデッキブラシ等を用い、溝の底、壁面、フタの裏側、フタをのせる部分の汚れも完全に洗い流します。
- 壁面の隙間はゴキブリ類の生息場所になることから隙間をふさぎます。

〔侵入性昆虫の対策〕

- 原料搬入口等は、インターロックタイプの二重ドアを設置し、ドアの開放状態を防ぎ、黄色灯を設置して昆虫の侵入を防止します。
- 二重ドア化が困難な場合は、ドアの内側に防虫カーテン等を設置しますが、風等で隙間が出来ることや、シートが汚染の原因になる場合があるので注意が必要です。

内部発生昆虫

場 所	種 類	発生源
乾燥環境	シバンムシ カツオブシムシ類 メイガ類	施設内の原料粉溜まりや乾燥した製品残渣
湿潤環境	チョウバエ ノミバエ ニセケバエ	施設内の排水溝や製造機械足場周辺のヘドロ汚れ
その他	チャタテ類 :カビから発生。 チャバネゴキブリ :乾燥した暖かい場所(機械のモーター部分)壁の隙間等に生息。 クロゴキブリ :水分のある周辺で生息。	

侵入性昆虫

種 類	侵入要因
飛行性昆虫	ユスリカ ハネカクシ類
歩行性昆虫	ダンゴムシ ハサミムシ

- やむを得ず窓を開放する場合は、必ず網戸を設置します。網戸は家庭用の16メッシュでは微小昆虫が通過しますので、20～32メッシュ以上の細目にします。

◆ 昆虫等の駆除方法 ◆

- まずは、生息調査を実施し、その結果をもとに駆除が必要と判断した場合は、「どのような方法で？」実施するかあらかじめ決めておきます。
- 殺虫剤を使用する場合は仕掛品や製品を汚染させないように、事前準備内容や駆除施工後の対処内容を決めておく必要があります。
- 専門業者任せでは困ります。何をしているのか、結果はどうか、対策はできているのか確認しておく必要があります。

特徴／説明／注意事項	
粘着式 ライトトラップ	施設内の飛翔性昆虫は、捕虫用蛍光灯と粘着テープがセットになったライトトラップにより捕獲します。設置する際、光が外部にもれると不必要に虫を引き込むことになりますので注意が必要です。
フェロモン トラップ	ライトトラップでの捕獲が困難なメイガ類、シバムシ等の捕獲に使用します。
電撃殺虫機	電撃で虫がはじかれてライン上部に死骸が落ちる可能性があるため、施設内での使用には適しません。
殺虫剤	薬剤の毒性の問題を考えて、殺虫剤の使用は極力少なくし、発生源の除去や侵入防止対策で予防することが重要です。殺虫剤の使用時はラインへの殺虫成分の残留やライン上に昆虫の死骸が残る可能性があるため、ライン使用前に念入りの洗浄が必要です。

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録制度

1 登録制度概要

建築物の衛生的環境を確保するためには、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者が、適切にその業務を遂行するように資質の向上を図っていくことが重要です。このような観点から、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。)に基づき、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者について、一定の物的、人的基準を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができるという制度が設けられています。

2 登録できる業種

業種	業務内容
建築物清掃業	建築物内の清掃を行う事業
建築物空気環境測定業	建築物内の空気環境の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物の飲料水貯水槽(受水槽、高置水槽等)の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内において、ねずみ昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

3 登録を受ける営業所

登録は、事業区分に応じて営業所ごとに、営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行います。

4 登録の有効期間

登録の有効期間は6年です。したがって、6年を超えて登録する場合には、新たに登録を受けます。

5 登録の表示

登録業者は、登録を受けた営業所について、登録業者である旨の表示ができます。一方、登録を受けていない事業者・営業所は、登録業者又はこれに類似する表示を行うことはできません。登録営業所は、滋賀県のホームページで確認することができます。